

平成 26 年 1 月 17 日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 佐藤 康博
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
コード番号 8411 (東証第一部)

会社名 株式会社みずほ銀行
代表者名 取締役頭取 佐藤 康博
本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

業務改善計画の提出について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（取締役社長 佐藤 康博、以下「FG」または「当社」）および株式会社みずほ銀行（取締役頭取 佐藤 康博、以下「BK」または「当行」）は、平成 25 年 12 月 26 日付業務改善命令（金監第 2784 号）に基づき、本日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。

今般の当社ならびに当行の行政処分に関しましては、多くのお客さま、株主、関係者の皆さま方にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

本日提出いたしました業務改善計画は、既に平成 25 年 9 月 27 日付業務改善命令（金監第 2094 号）に基づき、同年 10 月 28 日付で金融庁に提出している業務改善計画について、その後の進捗状況および今回の行政処分を踏まえた修正・追加対応策を反映させた計画として策定しております。

当社ならびに当行といたしましては、本業務改善計画の遂行を通じて、お客さまや株主、社会からの信頼回復に努めるとともに、反社会的勢力との関係遮断をより一層強化し、その社会的責任を果たしてまいりたい所存です。

加えて、先般公表させていただいておりますとおり、当社グループガバナンスの一層の高度化に向け、強靱なガバナンス態勢の確立および危機対応力の強化に取り組み、時代を先取りする先進的な経営態勢を構築し、お客さまと経済・社会への貢献を通じてみずほの成長につなげてまいりたいと考えております。

なお、業務改善計画の概要ならびに関係者の処分等は別紙のとおりです。

I. 4者提携ローンに関する業務停止期間中に実施する主な改善対応策 [みずほ銀行]

1. 役職員向け研修の実施

4者提携ローンに関与する全ての役職員を対象に外部の有識者を講師に招聘した研修を実施し、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを改めて徹底いたします。

また、今次改善対応策の内容を徹底するとともに、反社判明時の初動指示態勢ならびに連絡ルート等の実効性を確認するための訓練も実施し、4者提携ローンに関する運営面の強化を図ります。【平成26年2月】

2. グループ会社向け研修の実施

グループとしての反社態勢の一層の高度化を図る観点から、4者提携ローンに関与する株式会社オリエントコーポレーション（以下、「オリコ社」）や、みずほ信託銀行株式会社等のグループ会社の役職員に対しても前記と同様の研修を実施いたします。

また、今次改善対応策の内容について、4者提携ローンに直接関与しない主要グループ会社、および子会社等に対しても周知・徹底を図り、グループ内での一層の反社態勢高度化に取り組んでまいります。【平成26年2月】

II. 平成25年10月28日付業務改善計画の進捗状況[みずほ銀行]

先般公表しております平成25年10月28日付業務改善計画の進捗状況は以下のとおりです。

1. 4者提携ローンの反社取引排除に係る改善対応策

(1) 反社会的勢力との取引に対する対応

【実施済】

(2) 入口反社チェックのレベルアップ

【実施済】

また、当行の保有する最新情報による入口反社チェックを実施する態勢へのレベルアップにより、システム化等も含め入口反社チェックを更に強化いたしました。

【平成25年11月実施済】

(3) 事後反社チェックのレベルアップ

【実施済】

(4) キャプティブローン金銭消費貸借契約への暴力団排除条項の導入の検討

キャプティブローンにつきましては、当行とオリコ社との間の基本契約書に基づき、反社取引が判明した場合には、当行はオリコ社に対して保証債務の履行を請求し、オリコ社において暴力団排除条項に基づく取引解消を図ることが可能となっておりますが、他の自行債権と同等の反社取引管理を行う観点より、キャプティブローンの金銭消費貸借契約条項への暴力団排除条項を導入することをオリコ社との間で決定いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

(5) オリコ社による反社向け債権回収態勢強化への主体的な関与

オリコ社と協働し、キャプティブローンの反社取引排除態勢の高度化等を検討・推進する枠組みとして「キャプティブローン反社対応委員会」を設置いたしました。

【平成 25 年 11 月実施済】

2. 反社会的勢力との関係遮断に係る法令遵守態勢の整備

(1) 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化

①コンプライアンス統括グループの見直し

A. コンプライアンス統括部の再編

各種リスクの高度化や社会的要請の高まり等を踏まえ、従来以上にきめ細かな対応を行うべく、コンプライアンス統括部の機能を再編いたしました。

特に、「危機管理対応として個別・迅速対応が主領域の機能」については、反社会的勢力との関係遮断を役割とする専担の「部」を従来の「部内室」から格上げし、新設いたしました。【平成 25 年 11 月実施済】

同部において反社会的勢力との関係遮断に関する企画機能の強化および増員を行い、商品・サービスの実効性の高いモニタリング、最新動向や専門情報の収集・調査、各都道府県警察本部や弁護士等の外部専門機関との更なる連携等により反社会的勢力との関係遮断への取組みを一層加速してまいります。

B. コンプライアンス統括グループ長に副頭取を配置

【実施済】

②反社会的勢力との関係遮断に向けたガバナンスの強化

A. 専門委員会（「反社取引排除委員会」）の新設

従来、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスに係る重要事項のひとつとして、「コンプライアンス委員会」において審議・調整を行ってまいりま

したが、今般、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う「反社取引排除委員会」（委員長：頭取）を新設いたしました。

同委員会には、社会情勢の変化等を敏感に捉えた、より強固な態勢構築に向けた審議・調整が行われるよう、第三者の視点から客観的な意見・提言をいただける社外の有識者として、反社との関係遮断の実務に関する専門性を有する弁護士河野憲壮氏を特別委員として招聘しております。【平成 25 年 11 月実施済】

同委員会において、反社会的勢力の排除に向けた各種施策のフォローアップ等を進めてまいります。

B. 反社取引排除委員会等における実質的な審議を確保するための方策の実施

新設する反社取引排除委員会およびコンプライアンス委員会において、資料の事前配付、案件の課題・ポイントに係る資料への明確な記載および説明、内容に応じた審議・報告時間の十分な確保等、審議の実効性向上を図るための運営ルールを明確化いたしました。【平成 25 年 11 月実施済】

C. 社外取締役の配置

経営の透明性をより高めるとともに、コンプライアンス態勢を従来以上に強化する観点から、コンプライアンス・ガバナンス・危機管理関連の専門家として、元最高裁判所判事で弁護士の甲斐中辰夫氏を社外取締役として招聘いたしました。

【平成 25 年 11 月実施済】

D. 経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化

反社会的勢力への対応に関する重要な事項について、継続的に経営陣への報告がなされるよう、コンプライアンス委員会・反社取引排除委員会、頭取に対する報告事項（審議・調整事項）を、規程等の整備により明確化し、経営陣への報告・連絡体制を強化いたしました。

なお、反社先への与信取引が判明した場合等は、反社取引排除委員会メンバーに対して、電子メール等にて速報報告を行う運営も明確化いたしました。

【平成 25 年 11 月実施済】

(2) 役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上

① 役員反社取引排除に関する意識向上

役員コンプライアンス研修のテーマとして「反社会的勢力の排除」を独立して追加し、反社会的勢力との関係遮断に係る当行の方針や、社会情勢・警察当局の動向等について周知・徹底し、意識向上を図ります。【平成 26 年 1 月初回開催】

②職員の反社取引排除に関する意識向上

A. 部店長を対象とする反社取引排除に特化した研修の実施

反社会的勢力との関係遮断に係る当行の方針、商品・サービス開発等にあたってのポイント、反社会的勢力に対応する専門部との連携強化の重要性等、反社会的勢力との関係遮断に特化した研修を実施いたしました。

【平成 25 年 12 月実施済】

B. 反社取引排除に係るコンプライアンス研修の充実

本部や営業部店の職員を対象とするコンプライアンス研修について、反社取引排除に係る内容の充実を図るとともに、研修を実施いたしました。

【平成 25 年 11 月実施済】

C. コンプライアンス統括グループにおける警察当局・その他関係団体・弁護士との更なる連携強化

コンプライアンス統括グループは、従来より、警察当局やその関係団体・弁護士との緊密な関係を保ち、反社取引排除に関わる各種指導や助言を受けてまいりましたが、反社会的勢力との関係排除に対する社会情勢の変化・要求の高まりをいち早く捉えた施策展開をより一層強化する観点より、警察当局やその関係団体、弁護士等の専門家との日常的な情報交換をより一層強化いたしました。

また、これら専門家を講師とする、最新の事例や警察当局との情報共有、他業態の動向等に関する研修会を実施いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

(3) 商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化

①与信商品の悉皆点検

【実施済】

②新商品検討時における反社取引排除態勢の強化

【実施済】

(4) コンプライアンス・プログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの検討

コンプライアンス・プログラムや業務計画等、組織の課題を継続的に管理・フォローする枠組みにおいて、課題の設定漏れや抜け落ちのない実効性ある運営ルールを策定いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

(5) 企業風土の改善

①「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上

反社会的勢力との関係遮断に関する社会の要求水準の高まりも踏まえ、「みずほの企業行動規範」を見直し、反社会的勢力との関係遮断に対する当行の姿勢を行内外により一層明確化するとともに、役職員全員の更なる意識向上を図りました。

【平成 25 年 12 月実施済】

② 「One MIZUHO 推進 PT」(※) と連携した継続的な取組みの推進

- ・ 全本部・営業拠点における「トップ懇談会（役員臨店）」の開始【実施済】
- ・ 全本部・営業拠点長を対象とする「部店長オフサイト」を開始いたしました。

【平成 25 年 11 月開始済】

(※) みずほグループのビジョン実現に向け、企業理念および中期経営計画をグループ内に浸透させる取組みを推進するプロジェクトチーム

3. 金融庁検査対応等における行内チェック態勢の整備

(1) 本部における重要な報告時等の二重チェック態勢の整備

金融庁検査対応等における重要な事実に関する報告、行政庁等への重要な報告を行う場合は、部長等が過去資料等のエビデンスの再確認を指示する旨を徹底するとともに、適切な再確認プロセスを定めたマニュアルを制定いたしました。

【平成 25 年 11 月実施済】

4. 内部監査機能の充実・強化策

(1) 指摘・改善提言に関する検討態勢強化

【実施済】

(2) 内部監査に対する協力姿勢の浸透

内部監査部門においてより実効性のある監査を行う観点より、被監査部署は、業務監査部からの資料開示の求めに適切に応じる等、内部監査受検時において協力的な姿勢で対応する責務があることを本部における部長会の場で周知徹底いたしました。【平成 25 年 11 月実施済】

(3) 監査メンバーの意識強化

監査プロセスを明確化の上、継続的に反社取引排除の姿勢と監査プロセスのポイント等について、監査メンバー一人ひとりの反社取引排除に関する意識向上を図るべく、内部監査手順書の制定・改定、勉強会の実施等を行いました。

【平成 25 年 11 月実施済】

Ⅲ. その他の主な改善対応策

なお、今回新たに策定した改善対応策については☆表示をしております。

1. みずほ銀行

(1) 会議体運営要領の策定☆

重要事項を審議する会議体としての機能を発揮すべく、その位置付けに則した運営、情報の質・量の改善等を目的として、取締役会、経営会議、経営政策委員会、組織規程上の委員会において、「会議体運営要領」の制定または改定を実施いたしました。

【平成 25 年 12 月実施済】

また、その運営についての実効性向上を図るべく、必要に応じて見直しを行うことといたします。【平成 26 年 3 月】

(2) 当行の管理会社を含めた既存の商品・サービス等に係る反社管理態勢の充分性評価の実施☆

当行および当行の管理会社における与信取引以外の商品・サービス等に係る、入口・事後反社チェックの実施状況を点検するとともに、点検結果を分析し、入口・事後反社チェックの対象範囲等の見直し要否検討を踏まえた反社管理態勢の充分性評価を実施いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

2. みずほフィナンシャルグループ

(1) 会議体運営手続の策定☆

グループ経営管理に係る重要事項を審議する会議体の運営において、その位置付けに則した運営、情報の質・量の改善等を目的とし、取締役会、経営会議、経営政策委員会、グループ戦略会議、組織規程上の委員会において、「会議体運営手続」の制定または改定を実施いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

また、その運営についての実効性向上を図るべく、必要に応じて見直しを行うことといたします。【平成 26 年 3 月】

(2) コンプライアンスの基本方針細則（反社会的勢力関係）運営要領等の改定

反社取引の排除に係る報告事項等の適時性に係る判断基準を明確にするため、グループ会社からの報告事項、報告周期の明確化および統一等に加え、反社認定取引判明時の経営トップ宛速報ルールの整備を行うべく、運営要領の改定を実施いたしま

した。【平成 25 年 11 月実施済】

(3) コンプライアンス上の課題をフォローアップするための仕組みの構築☆

反社への対応も含めたコンプライアンス上の課題を継続的に管理・フォローアップし、課題の設定漏れや抜け落ちのない実効性ある運営を確保できるルールを制定いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

また、F G 各リスク管理所管部においても、持株会社としての経営管理機能を一層発揮すべく、子会社におけるリスク事象に対し、他のグループ会社への展開の必要性について都度確認するルールを制定いたします。【平成 26 年 1 月】

(4) F G における反社取引排除委員会の設置

グループベースでの商品・サービスモニタリング、業界横断的な最新動向や専門情報の収集・調査・提言等を行う等、グループ全体として相互に連携を取り反社会的勢力との関係遮断に取り組む観点より、F G に「反社取引排除委員会」を設置いたしました。【平成 25 年 11 月実施済】

同委員会において、グループベースでの反社会的勢力の排除に向けた各種施策のフォローアップ等を進めてまいります。

(5) 反社会的勢力との取引に係る管理状況のグループ一斉点検の実施

持株会社としてより一歩踏み込んだ網羅的な観点において子会社を指導するため子会社に対し、反社会的勢力との取引に係る管理状況の一斉点検を指示いたしました。【平成 25 年 12 月実施済】

IV. グループガバナンスの更なる高度化への取組み

1. 取締役会の諮問機関の拡充検討

平成 25 年 12 月 26 日に公表いたしました強靱なガバナンス態勢の確立に向けた対応の一環として、株主総会における承認を前提として委員会設置会社に移行する方針とするとともに、任意の委員会等の設置についても検討・対応準備を進めております。

2. 危機対応力の強化

平成 25 年 12 月 26 日に公表いたしました有事や緊急事態への対応力の強化・危機に対する予兆・前兆への事前検知を強化するため、当社および当行に危機管理の専任組織を設置いたします。また、当社の事業継続管理委員会に専門部会を設置し、外部有識者も交えたグループ危機対応力の強化にも取り組んでまいります。

(ご参考)

なお、平成 25 年 10 月 28 日に公表いたしました F G の各種対応策の進捗状況は以下のとおりです。

1. 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化

(1) コンプライアンス統括グループの見直し

- ①コンプライアンス統括部の再編 【実施済】
- ②コンプライアンス統括グループ長に副社長を配置 【実施済】

(2) 反社会的勢力との関係遮断に向けたガバナンスの強化

- ①専門委員会（「反社取引排除委員会」）の新設
【前記項番Ⅲ. 2. (4) ご参照】
- ②反社取引排除委員会等における実質的な審議を確保するための方策の実施
【実施済】

(3) 社外取締役の配置

平成 25 年 12 月 26 日に公表いたしました強靱なガバナンス態勢の確立に向けた対応の一環として、コーポレート・ガバナンス、法令遵守、危機管理、金融リスク管理等の専門的知見や経験豊富な社外の取締役の招聘につき、検討・対応準備を進めております。

(4) 経営陣への反社取引関連情報の報告・連絡体制の強化 【実施済】

2. 反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上

(1) コンプライアンス研修の充実 【実施済】

3. 企業風土の改善

- (1) 「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上 【実施済】
- (2) 「One MIZUHO 推進 PT」における継続的な取組みの推進 【実施済】

V. 経営責任の所在の明確化

当社および当行は、今般の金融庁による立入検査における指摘事項を重く受け止め、役員処分の検討をしまいましたが、平成 25 年 12 月 26 日に金融庁より行政処分を受けたことを踏まえ、別紙 2 のとおりの追加処分を行い、その経営責任の所在を明確にしております。なお、別紙の内容につきましては、平成 25 年 12 月 26 日に公表いたしました内容から変更ございません。

以 上

当社および当行役員の追加処分について

当社および当行は、今般の金融庁による立入検査における指摘事項を重く受け止め、役員処分の検討をしまいましたが、平成 25 年 12 月 26 日に銀行法第 52 条の 33 第 1 項および同法第 26 条第 1 項の規定に基づき、行政処分を受けたことを踏まえ、下記の追加処分を行うものとしたしました。

追加処分につきましては、オリコの持分法適用会社化の方針決定当時から行政処分までの期間における委嘱・担当業務ならびに同従事期間等も含め、今次指摘事案への関与・責任の度合いを総合的に勘案し、前回処分に加え新たに実施するものです。

なお、下記記載以外の処分につきましては、平成 25 年 10 月 28 日に公表しました処分内容から変更はございません。

記

I. 役員の異動

F G 取締役会長 塚本 隆史	辞任 (平成 26 年 3 月 31 日付)
-----------------	---------------------------

II. 報酬減額

1. 経営トップの報酬減額

対象者	変更後	変更前
F G 社長 兼 B K 頭取	月額報酬 100% × 12 ヶ月	月額報酬 100% × 6 ヶ月

2. 関係役員の報酬減額

対象者	変更後	変更前
コンプライアンス担当役員・ (執行役員) 部長	月額報酬の最大 50% (*1) × 1~6 ヶ月	月額報酬の最大 40% × 1~6 ヶ月
個人担当役員・ (執行役員) 部長	同 20 乃至 30% × 3 ヶ月	同 20% × 3 ヶ月
企画担当役員	同 20 乃至 50% × 3 ヶ月	同 10 乃至 20% × 3 ヶ月
オリコ経営管理担当役員・ (執行役員) 担当部長	同 10% × 3 ヶ月	—
提携ローン業務適正化委員会 委員(*2)・反社取引に関する業 務適正化委員会委員	同 30% × 1 ヶ月	—

(*1)ただし、最大 50%処分対象者は平成 25 年 11 月 1 日に退任済

(*2)お客さま対応担当の委員は除く

3. 報酬減額算定等に関する補足事項

- ・ 処分対象期間で上記対象に複数該当する場合は、必要に応じて処分額の加算を行う。
- ・ 処分対象業務の在任期間が 6 ヶ月以上の役員を対象とする（ただし、コンプライアンス担当役員、同 部長、提携ローン業務適正化委員会委員、反社取引に関する業務適正化委員会委員については 6 ヶ月未満の在任期間の場合も処分対象とする）。

以 上